

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和 5 年12月26日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和 5 年 11 月 2 日（木）から同年 12 月 1 日（金）まで御意見を募集したところ、計 3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	延長時間について、渋滞や駐車場満車等があった場合、延長時間の 30 分を超過しても交替できないケースが考えられる。 やむを得ず 4 時間 30 分を超過してしまう場合について、「安全に停車できる場所にて速やかに交替する」といった対応を許容できるよう、ご検討頂きたい。	本改正は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 367 号）が告示され、高速道路等のサービスエリア又はパーキングエリア等に駐車等できないことにより、やむを得ず連続運転時間が 4 時間を超える場合の例外的取扱いが新たに定められたことを踏まえ、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）においても当該例外的取扱いを新たに定めることとするものです。 同告示の改正は、専門委員会における労使での議論に基づくものであり、現行どおりの案とさせていただきます。

2	基本としてはあまり反対ではないが、具体的な改正案の文を見ないと意見が行う事が困難な部分がある。 具体的な改正案の内容が決まったら再度意見公募を行っていただきたい。 なお、「クラウド等」については、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする。」というような記述を行うようにして、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切と考える。（国として、デジタル技術の利用に際して、適切なセキュリティが確保されるように配慮されるようにすべきであるので。法令によって安全性についての配慮が行われるようにするための記述がある事は、重要性のある事と考える。）	概要において、本改正の要旨は説明しており、改正内容に大きな変更がないため、再度の意見募集を行うことは予定しておりません。 また、特定の記録媒体の使用を定める規定の見直しについては、厚労省全体で表現を統一しており、法令の記載整備を目的としたものであるため、新たな義務を課すことは目的としておりません。
3	毒物劇物の登録品目変更届を作成するにあたり、現状の電子申請だと access を使用して書類を作成しているが、政府より開示されている access が 32bit 版であり、現在一般的に普及している Office が 64bit 版であることから新規で利用することが出来ない。	御意見として承ります。

	access64bit 版で利用できるものを作成していただくか、 access 以外の媒体で電子申請用の書類を作成できるように してほしい。	
--	---	--